

青少年育成活動補助金 よくあるご質問

全般

Q.要綱改正により、令和6年度までと変わったところはどこですか。

A.主な変更箇所は以下のとおりです。

- ①対象事業について、第4条(1)のとおり「主たる活動が社会活動や自然活動を提供する事業かつ異年齢交流の機会を提供する事業」に変更となりました。第4条(2)は変更ありません。
- ②交付申請時の提出資料について、第6条第2項(5)のとおり、会員名簿が追加となりました。
- ③実績報告時の提出書類について、第11条(5)のとおり、参加者名簿が追加となりました。
- ④対象経費について第5条第4項別表2のとおり、食糧費について対象外となりました。また、交通費、保険料について対象となる条件等が変更となりました。
- ⑤補助金交付の時期について、原則事業の実施後の交付となりました。

その他、提出様式についても変更がございますので、最新の様式をダウンロードしご確認の上、ご提出ください。

対象事業について

Q.申請事業の中で複数の活動を実施する場合、「主たる活動」はどのように決定したらよいですか。

A. 事業実施の目的となる活動であり、申請事業全体で最も活動時間が多い事業としてください。

(例1)申請事業「自然観察と調理体験」

活動内容:10:00-12:00 自然観察

12:00-13:00 調理体験

この場合、自然観察を主たる事業として記載してください。

(例2)申請事業「自然観察」

活動内容:10:00-15:00 親睦会等の団体事業

15:00-16:00 自然観察

この場合、主たる事業が団体事業となるため、補助対象外となります。

対象経費について

Q.参加者へのお弁当代は対象経費になりますか？

A.なりません。従事者や参加者等の弁当代及び飲料費などの食糧費は補助対象となりません。なお、調理体験の材料費は消耗品費として計上することが可能です。

Q.参加賞購入の経費は対象となりますか？

A.なりません。事業の実施に必須となる費用のみが対象経費となります。

対象経費については第5条第4項別表2をご確認ください。

Q.参加者が想定より少なく、事業全体の費用が縮減したので、会費を予算書作成時より安く徴収してもいいですか？

A.安く徴収すること自体は可能ですが、結果的に全体の経費が縮減された場合、補助金を返還していただく可能性があります。実績等に基づき、適切な人数、会費で予算を積算してください。

Q.収支予算書、収支決算書の書き方がわかりません。

A.ホームページに掲載の記載例をご確認ください。

Q.第5条第4項別表2に記載の対象外となる場合の保険料とは、どのような場合ですか。

A.保険会社に対し名簿を提出するなど、一人当たりの単価が明示される保険の場合には、会員の方の費用は対象外、非会員の方の費用のみ対象経費として計上することができます。

参加者について

Q.団体の会員以外の参加者を募集しましたが、結果的に会員外の参加者はいませんでした。(または少なかった。)この場合、補助金の対象となりますか？

A.交付要綱4条2項(5)に記載のあるとおり、団体の親睦を目的とする事業は対象外となります。原則3割以上団体外からの参加者が参加するようにしてください。極端に団体外からの参加者が少ない場合には、補助金の対象外となる場合があります。

※会員とは、年会費や月会費等継続的に会費を支払っている者を指します。